

令和8年度 事業計画

1 基本方針

全国的には景気が緩やかな回復基調にある一方、物価上昇や人手不足が続き、広く経済活動へ影響を及ぼしています。地域社会においても、公共サービスの効率化や高齢者の社会参加促進が一層求められています。

また、高齢者人口は増加を続け、健康寿命の延伸や多様な働き方へのニーズが高まっています。就業希望者の技能や経験を活かす場の拡充は地域活力の維持に不可欠であり、安全・安心な就業環境の整備と、社会参加を通じた生きがいつくりの推進が重要となっています。

こうした中、シルバー人材センターの役割はますます重要性を増しており、全国では「新たな仲間拡大計画」として会員10万人増を目指す取組が開始されています。

さらに、インボイス制度の導入、フリーランス法の施行、新たな契約方式への移行など、制度改革が進む中で、事務局体制の強化や会員・発注者への周知・研修の実施が急務となっています。

当センターにおいては、中長期計画4年目の取組として、会員数や契約金額等の実績を踏まえつつ、引き続き計画的かつ安定的な事業運営を進めます。

また、前述の制度改革については、遅滞なく対応するとともに、会員・発注者に対して適切な啓発・周知を行い、事業運営に支障が生じることなく円滑に移行できるよう努めます。

さらに、令和7年度末をもって足利市老人福祉センター幸楽荘の指定管理期間が終了しますが、令和8年度からの5年間の再委託が決定したことから、高齢者の交流・健康増進の拠点として、引き続き安定的な運営を行い、地域福祉の充実に寄与します。

2 シルバー人材センター事業

今年度は、以下に掲げる基本的な事業に加え、「新たな契約方法」への円滑な移行手続きを遅滞なく進めること、「新たな仲間拡大計画」の目標達成に注力します。

(1) 就業機会提供事業

当センターは、足利市内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を提供します。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、60歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対し請負・委任の形態で就業機会を提供します。

② 労働者派遣

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」）と協定を締結し、派遣労働を希望する会員に対し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の派遣就業を提供します。

③ 職業紹介

連合会と協定を締結し、60歳以上の求職者に対し、臨時的かつ短期的又は軽易

な業務の雇用就業を紹介します。

④ 指定管理者

足利市と老人福祉センター（東・西・北幸楽荘）の管理に関する基本協定を締結し、会員に対し請負・委任の形態で就業機会を提供します。

(2) 就業機会確保事業

60歳以上の高齢者に対し就業機会を確保するため、以下の事業を実施します。

① 普及啓発事業

ア 対象

- ・入会促進：足利市内の一般市民
- ・業務募集：市内の一般家庭、事業所、公共団体

イ 入会促進・退会抑止

- ・入会説明会の随時実施、ホームページでの案内掲載
- ・既存会員の口コミによる入会促進
- ・公的機関での出張相談窓口の定期開設
- ・商工会議所等と連携した退職予定者への働きかけ
- ・女性部会員による女性会員の勧誘強化
- ・入会初年度の会費は就業決定まで免除する制度を導入
- ・加齢等により就業が困難となった会員には「ゴールド会員制度」を設け、社会参加の継続を支援（新規）

ウ 業務募集

- ・会員による口コミ運動の推進
- ・ホームページでの業務募集記事の掲載
- ・発注者の支払方法に「コンビニ収納」「口座振替」を追加し利便性を向上

エ 普及啓発促進月間

10月1日から31日までを事業普及啓発促進月間と定め、街頭における広報活動や清掃奉仕活動など、役職員および会員が一体となった活動を実施します。

② 後継者育成事業

- ・技能作業・屋外作業等の後継者不足に対応するため、他職種からの転換が可能な既存会員を発掘
- ・技能を有する高齢者の入会促進に努めます

③ 安全・適正就業推進事業

事故防止と法令遵守の徹底を図るため、以下の取組を行います。

- ・安全パトロール：安全・適正就業推進委員による抜き打ちパトロールを実施
- ・適正就業の推進：「共働・共助」の理念に基づき、就業機会の均衡と適正就業を推進

④ 就業開拓事業

市内の事業所・一般家庭・公共団体を対象に、役職員および会員組織による就業開拓を年間を通して実施し、就業先の拡大を図ります。

⑤ 指定管理事業

高齢者の多様な趣味・活動に対応し、地域福祉の拠点としての役割を果たすため、老人福祉センター（東・西・北幸楽荘）の効率的・効果的な運営に努めます。

⑥ 新制度への対応

就業条件明示書の提示徹底に向け、Smile to Smile の普及やデジタルリテラシー向上を図ります。

3 法人運営

定款に定める事業目的に沿った運営を行うため、以下の会議を開催します。

(1) 理事会

事業執行状況、会員入会承認等、重要案件を審議・決定するため開催します。

(2) 定時総会

事業報告・決算等、重要案件を審議・決定するため、事業年度終了後3か月以内に開催します。